

◎新潟県告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 西飛山能生線
- 2 供用開始の区間
糸魚川市大字西飛山字イタヒラ1856番3から同市大字西飛山字ブドウ平1796番3まで
- 3 供用開始の期日 令和4年3月8日